## 子育て支援事業についてのお知らせです

**【家庭内保育世帯応援金】**

家庭内で未就園の子どもを保育している世帯に、子育てのための応援金を交付しています。該当する世帯の保護者は、福祉課で令和6年度の登録手続きをお願いします。交付の時期は年度末の予定です。

**★交付対象者**

次の要件すべてに該当する世帯
（1）南関町に住民票があり、居住している世帯
（2）保育所等に入所していない未就学の乳幼児を保育している世帯
（※満4ヶ月未満の乳児は対象外となります。）
（3）育児休業を取得していない世帯
（4）町税等の未納がない世帯

**★交付額**

月額：0歳　→　1万円
1歳以上の未就学児　→　5千円

**【病児・病後児保育】**

荒尾市と玉名市に委託して病児・病後児保育事業を行っています。初めて利用を希望する場合は、事前に福祉課で登録の手続きをお願いします。なお、対象は保育所等に入所、または小学校に在籍している小学校3年生までの児童です。

- **利用施設**
荒尾市：病児保育施設キューピット（こどもクリニック友枝敷地内）
玉名市：病児・病後児保育施設ひだまりキッズ（くまもと県北病院敷地内）

**【子育て短期支援利用（ショートステイ等）】**

**①ショートステイ事業**
保護者が疾病や育児疲れなどによって家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設で子どもを養育します。
【利用期間】連続7日以内

**②トワイライト事業**
保護者が仕事などで、平日の夜間や休日の昼間に、家庭で児童を養育することが困難となった場合に、児童養護施設で子どもを養育します。

- 利用施設：児童養護施設「シオン園」　住所：荒尾市荒尾4110
- 利用方法：事前に福祉課こども未来推進室に申請が必要です。詳しくはこども未来推進室へお問い合わせください。

問 福祉課 こども未来推進室　☎57-8503

## 児童扶養手当について

**1. 児童扶養手当とは**

ひとり親家庭や父母がいないため父母以外の人が児童を養育する場合などに、児童を養育する家庭の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

**2. 支給対象**

次の①～⑨に該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（一定の障害の状態にある場合は20歳未満）を監護し、かつ生計を同じくする父母または養育者（祖父母など）です。

①父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童　②父または母が死亡した児童
③父または母が重度の障害の状態にある児童　④父または母の生死が明らかでない児童
⑤父または母が1年以上遺棄している児童
⑥父または母が裁判所からのDV防止法の規定による保護命令を受けた児童
⑦父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童　⑨母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

**3. 手当の額**

月額（全部支給）
- 児童1人の場合……………………45,500円
- 児童2人の場合……………………56,250円
- 3人目以降1人につき加算額………6,450円

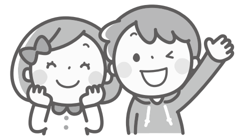

手当額は、請求する人および扶養義務者の所得金額や公的年金等の受給状況によって一部支給となる場合や全額が支給停止となる場合があります。また支給額は物価変動などに応じて、毎年度改定されます。

**4. 手当を受給するには**

福祉課への申請が必要です。必要となる書類についてはお問い合わせください。

問 福祉課 こども未来推進室　☎57-8503



# 南関町の50歳以上の皆さまへ

# 帯状疱疹予防接種費用を一部助成します！

## 【対象者】

**南関町に住民票を有する50歳以上（接種日当日）で、令和6年4月1日以降に帯状疱疹任意予防接種を受けた人**

## 【助成対象】

令和6年4月1日以降の帯状疱疹任意予防接種費用
（不活化ワクチンで、1回目を令和6年3月31日以前に接種済みの人は、2回目のみの費用を助成）

## 【助成回数・助成額・助成上限額】

| ワクチンの種類 | 助成回数 | 助成額 | 助成上限額 |
|---|---|---|---|
| 水痘ワクチン（生ワクチン） | 1人1回 | 接種費用の2分の1以内の額※で、助成上限額まで。※100円未満の端数が生じた場合は、切り捨て。 | 4,500円 |
| 帯状疱疹ワクチン（不活化ワクチン） | 1人2回まで | | 10,000円 |

## 【助成申請】

**◆申請に必要な書類**

①**予診票の写し**
②**領収書**（被接種者氏名、金額、ワクチン名、医療機関名が記載されたもの）
③南関町帯状疱疹任意予防接種費助成申請書（様式第1号）
④南関町帯状疱疹任意予防接種費助成金請求書（様式第2号）
※③④は、健康推進課（保健センター）にあります。請求書のみ、押印が必要です。

**◆申請先・問い合わせ先**

**健康推進課（保健センター）**
〒861-0898 南関町大字関町64番地　☎0968-53-3298